別紙様式第二 根拠法規：外国為替に関する省令

主務官庁：財 務 省

許 可 申 請 書

支 払

支 払 の 受 領

財務大臣殿

（日本銀行経由） 申請年月日

申請者：

氏名又は名称及び
代表者の氏名

 居住者

(該当分に○）

国　　　　　籍　　　　　　 非居住者

住所又は所在地

 担当者

職業又は業種　　　　　　 電　話

下記のとおり申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １許可を受ける義務が課された法律上の根拠 （該当する条項すべてに○） |  | 外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第 16 条第 1 項 |
|  | 同 法 第 16 条第 2 項 |
|  | 同 法 第 16 条第 3 項 |
|  | 同 法 第 16 条の 2 |
| ２支払（又は支払の受領）の相手方 | (1) 氏名又は名称 |  |
| (2) 住所又は所在地 |  |
| (3) 職業又は業種 |  |
| ３支払（又は支払の受領）の金額 | ５支払（又は支払の受領）の理由 |
| ４支払（又は支払の受領）の時期 | ６その他の事項 |

上記申請は、

（日本産業規格Ａ４）

記名押印

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 許 | 可 | 年 | 月 | 日 |  |
| 許 | 可 |  | 番 | 号 |  |
| 許可の有効期間 |  |

（裏面）

（記入要領）

１　本申請書は、支払又は支払の受領の別に記入すること。この場合において、支払にあつては様式中

「支払の受領」及び「（又は支払の受領）」の字句を、支払の受領にあつては様式中「支払」の字句を消すこと。

２ 　「１ 許可を受ける義務が課された法律上の根拠」欄は、許可を受ける義務が課された支払又は支払の受領の根拠規定として該当する条項に○印を付すこと。

なお、二以上の規定に基づき許可を受ける義務が課された支払又は支払の受領について許可の申請を行う場合には、該当する条項すべてに○印を付すこと。

３ 　「２ 支払（又は支払の受領）の相手方」欄中「(2) 住所又は所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

４ 　「３ 支払（又は支払の受領）の金額」欄は、決済通貨により記入すること。この場合において、決済通貨が外国通貨又は電子決済手段等（外国為替及び外国貿易法第６条第１項第９号に規定する電子決済手段等をいう。以下同じ。）の場合には、本邦通貨に換算した金額も記入すること（例：○○米ドル 本邦通貨に換算した金額：○○円）。また、支払又は支払の受領が外国通貨又は電子決済手段等以外のその他の財産的価値（動産及び不動産を含む。以下「その他の財産的価値」という。）である場合には、当該その他の財産的価値及び当該その他の財産的価値を本邦通貨に換算した金額を記入すること。なお、当該その他の財産的価値が複数あるときは、その他の財産的価値毎に記入すること（例：宝石：○○円、自動車：○○円）。

５　「４ 支払（又は支払の受領）の時期」欄には、例えば、「許可あり次第」、「○○年○○月及び○

○年○○月に半額ずつ分割送金」等と記入すること。

６ 　「５ 支払（又は支払の受領）の理由」欄には、その理由を簡潔に記入し、詳細について説明する必要がある場合には、別紙として理由書又は説明書を添付すること。

７ 　外国為替及び外国貿易法第 16 条の 2 の規定に基づき許可を受ける義務が課された支払又は支払の受領に係る許可の申請を行う場合には、「６ その他の事項」欄に、当該支払又は支払の受領を指定した通知の番号及び通知年月日を記入すること。

８ 　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。

９　本申請書は、日本語により作成すること。

銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等の記入欄

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 為替取引又は電子決済手段等の移転等を行つた年月日 | 金 額 | 銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等確認欄 |
|  |  |  |

「支払・支払の受領許可申請書」の記入の手引

1. 手続概要

外為法第16条の規定に基づき、許可義務が課された支払又は支払の受領について、財務大臣の許可を取得するための手続です。現在、許可義務が課されている支払又は支払の受領は以下のとおりです。

1. 外為法第16条第1項の規定に基づくもの

財務省ホームページ

https://www.mof.go.jp/policy/international\_policy/gaitame\_kawase/gaitame/economic\_sanctions/index.htm (経済制裁措置及び許可手続)をご参照下さい。

1. 外為法第16条第2項の規定に基づくもの

現在、許可義務は課されていません。

1. 外為法第16条第3項の規定に基づくもの

①　他の居住者又は非居住者と共同で設立した外為省令第21条に定める事業を行う組合その他の団体に対し外国における事業活動資金を支払おうとする場合。

※　外為省令第21条に定める事業

「漁業」、「皮革または皮革製品の製造業」、「武器の製造業」、「武器製造関連設備の製造業」、「麻薬等の製造業」

②　他の居住者又は非居住者と共同で設立した組合その他の団体に対しロシア連邦における事業活動資金を支払おうとする場合。

③　ロシア連邦に住所若しくは居所を有する自然人又はロシア連邦の法令に基づいて設立された法人その他の団体等と共同で設立した組合その他の団体に対し外国における事業活動資金を支払おうとする場合。

1. 提出の時期

支払・支払の受領をしようとする日前

1. 提出書類および提出部数

「支払・支払の受領許可申請書」・・・・・・・・・・３通

※　取引または行為の内容を証明する書類が必要とされる場合には、各通に添付して下さい。また、理由欄において詳細を説明する必要があるときは、理由書または説明書を各通に添付して下さい。

1. 許可内容の変更について

外為法令の規定に基づき許可を受けた支払・支払の受領の内容を変更する場合は、「許可内容の変更申請書」（３通）を原許可証を添付して提出して下さい。

**留意事項**

１．記入方法についての問合せは、日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ（TEL03-3277-2107、 Eﾒｰﾙ post.ind6@boj.or.jp）にて承ります。

２．許可申請書には、取引または行為の内容を証明する書類の添付が必要とされる場合があります。

３. 日本語により記入して下さい。取引または行為の内容を証明する書類が日本語以外で記載されている場合には、日本語訳を添付して下さい。

４．許可申請書は、次の宛先までご郵送下さい。

〒103-8660　東京都中央区日本橋本石町2-1-1

日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ

５．審査結果については、財務省よりお知らせします。

財務省国際局調査課外国為替室

TEL　03-3581-4111